

介護保険制度における軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

平成27年12月
上越市高齢者支援課

1. 要支援1、要支援2又は要介護1の人（以下、「軽度者」）に係る福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい以下の福祉用具（対象外種目）に関しては、H18年度制度改正より原則として保険給付の対象となりません。

（軽度者に係る対象外種目）		
・車いす	・車いす付属品	・特殊寝台
・特殊寝台付属品	・床ずれ防止用具	・体位変換器
・認知症老人徘徊感知機器	・移動用リフト	・自動排泄処理装置（H24年制度改正により追加） ※尿のみを自動的に吸引するものを除く。 ※この品目のみ、要支援1から要介護3まで対象外となる。

2. ただし、以下の表に該当する人については、対象外種目であっても例外的に保険給付（例外給付）対象となります。市への手続きは必要ありませんが、ケアプランと一緒に当該プランにかかる調査票と医師の所見が分かる書類とサービス担当者会議の記録と一緒に保管してください。

①対象外種目	②例外給付が可能な人	③要介護認定における基本調査の結果 （左記に該当するもの。）
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する人	
	(一)日常的に歩行が困難な人 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる人	基本調査1-7「3. できない」 —（※）
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する人	
	(一)日常的に起きあがり困難な人 (二)日常的に寝返りが困難な人	基本調査1-4「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な人	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する人	
	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある人 (二)移動において全介助を必要としない人	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト （つり具の部分 を除く。） ※昇降座椅子は	次のいずれかに該当する人	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な人	基本調査1-8「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする人	基本調査2-1「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる人	—（※）
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする人 で判断します。	基本調査2-1「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」

カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する人	
	(一)排便が全介助を必要とする人	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする人	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※ アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる人」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる人」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断してください。なお、この見直しについては、必要に応じて随時行ってください。

3. 上記 2 該当外であっても、市への手続きにより、市が例外給付の要否を判断することができます。

(1) 対象

次の i) から iii) までのいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断される方

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に 2 の②に該当する人
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
 - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに 2 の②に該当するに至ることが確実に見込まれる人
(例 がん末期の急速な状態悪化)
 - iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から 2 の②に該当すると判断できる人
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
- 注 括弧内の状態は、あくまでも i)～iii) の状態の人に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の人であっても、i)～iii) の状態であると判断される場合もありうる。

(2) 条件

①の対象者において、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合

(3) 手続き

「**軽度者に係る(介護予防)福祉用具貸与の算定に関する届出書**」を市へ提出していただければ、市が確認し、例外給付の要否を判断することができます。

(必要書類)

①軽度者に係る(介護予防)福祉用具貸与の算定に関する届出書

②医師の医学的な所見の記録

主治医意見書、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した医師の所見を居宅(介護予防)サービス計画に記載したもの等

③サービス担当者会議(又は担当者に対する照会等)の記録

「サービス担当者会議の要点」(第 4 表)又は「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」(第 5 表)等

4. 軽度者に係る（介護予防）福祉用具貸与費の算定に関する届出書の提出にあたっての留意事項

（1）医師の医学的な所見の記録について

①主治医意見書のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が居宅サービス計画に記載する為に聴取した医師の所見により確認し、居宅サービス計画等に記載した書類を添付しても構いません。また、医師の所見が適切に記載されていれば、様式は問いません。

②書類には、少なくとも次の事項が記載されていることを確認してください。

- ・ 原因となる疾病等
- ・ 例外給付の対象となる状態に該当する旨

（例）特殊寝台の福祉用具貸与を利用しようとする場合

① 原因となる疾病等	② 例外給付の対象となる状態に該当する旨
〇〇を原因として、	状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、〔日常的に起き上がり（又は寝返り）が困難〕な状態に該当する。
〇〇を原因として、	状態が急速に悪化し、短期間のうちに〔日常的に起き上がり（又は寝返り）が困難〕な状態に至ることが確実に見込まれる。
〇〇を原因として、	身体への重大な危険性又は症状の重篤化等の恐れがあり、その回避等医学的判断から、〔日常的に起き上がり（又は寝返り）が困難〕な状態に該当すると判断できる。

※ 単に「〇〇（疾病等の名称）のため□□□□（福祉用具の種類）が必要」といった記載では不十分。

（2）サービス担当者会議（又は担当者に対する照会等）の記録について

- ・ 被保険者の状態やサービス担当者の発言等を記載するだけでなく、それらを検討した結果（福祉用具が必要であるという結論に至った旨）を記載してください。
- ・ サービス担当者会議（又は担当者に対する照会等）には、（介護予防）福祉用具貸与事業所の担当者が含まれていることが必要です。

（3）届出が必要となる時期

届出書については、原則としてサービス提供開始前に提出し、利用者の要介護状態区分が軽度に変更された際には、再度、提出してください。認定結果前の暫定ケアプランであっても、3の（2）の条件が満たされていれば3の（3）の手続きにより可否を判断します。

【担 当】上越市高齢者支援課

賦課給付係 佐藤

介護指導係 高橋 小林

T E L 025-526-5111（内線 1566、1677、1653）